

浜松市遊泳用プール衛生管理指導要綱

平成8年5月31日
浜松市告示第209号

(趣旨)

第1条 この要綱は、遊泳用プールの施設基準、水質基準、維持管理基準等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「遊泳用プール」とは、水を貯留して多数の者に遊泳させる施設(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校に設置されるものを除く。)であって、その容量が100立方メートル以上のものをいう。

(設置等の届出)

第3条 遊泳用プールを設置しようとする者は、工事に着手しようとする日の30日前までに、遊泳用プール設置届(第1号様式)を保健所長に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 遊泳用プールの位置を明らかにする付近の見取図

(2) 遊泳用プール及びその附帯設備の平面図

3 第1項の届出をした者は、同項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遊泳用プール届出事項変更届(第2号様式)を30日以内に保健所長に提出するものとする。

4 遊泳用プールの設置者は、遊泳用プールを廃止したときは、遊泳用プール廃止届(第3号様式)を30日以内に保健所長に提出するものとする。

(施設基準等)

第4条 遊泳用プールの設置者又は管理者(以下「管理者等」という。)は、別表の第1に定める施設基準に適合するように遊泳用プールを設置するものとする。

2 管理者等は、別表の第2に定める水質基準に適合するように遊泳用プールを管理するものとする。

3 管理者等は、別表の第3に定める維持管理基準に適合するように遊泳用プールを管理するものとする。

(調査、指導及び勧告)

第5条 保健所長は、遊泳用プールの衛生を確保するため必要があると認めるときは、調査を行うことができる。

2 保健所長は、前項の調査の結果、別表に定める基準に適合しないと認めるときは、遊泳用プールの設置者に対し、必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村(以下これらを「編入市町村」という。)の編入の日前に、静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱(平成3年静岡県告示第547号)の規定によりされた編入市町村の区域に存する遊泳用プールに係る手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成14年3月26日浜松市告示第111号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月29日浜松市告示第328号)

この告示は、平成17年7月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年2月19日浜松市告示第65号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第4条関係)

第1 施設基準

1 プール設備

(1) プール本体

ア 不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。

イ プール本体の規模に応じて適当数の水深表示を行うこと。

(2) プールサイド及び通路

ア プールサイド及び通路は、プール本体の大きさ、利用者数等を考慮し、十分な広さを有すること。

イ プールサイドの舗装材の選定に当たっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とすること。

ただし、素足での歩行に適さない粗い表面のものにはしないこと。

(3) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講じること。

イ 常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

(4) 排水設備等

ア 吸い込み事故を防止するため、排水口及び循環水の取入口にふた等をネジ、ボルト等で固定すること。

イ 配管の取付口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を講じること。ただし、排水口及び循環水の取入口が複数ある場合で、1つの排水口及び循環水の取入口にかかる吸水圧が弱く、施設等の構造上吸い込み事故や吸い付き事故の発生の危険性がない施設については、この限りでない。

ウ 排水口及び循環水の取入口のふた等、これらを固定しているネジ、ボルト等は、腐食しにくく、接触によるけがを防止できる仕様とすること。

エ 排水口及び循環水の取入口のふた等の穴や隙間は、子供が手足を引き込まれないような大きさとするとともに、子供の指等が挟まりにくい仕様とすること。

オ 異常発生時にポンプを緊急停止させるための停止ボタン及び吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイド、監視所内等に設置するよう努めること。

カ ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じた場合の吸い込み事故を防止するため、循環水等の吐出口にふた等をネジ、ボルト等で固定すること。

(5) 消毒設備

- ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度(二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下第2の1の(4)を除き同じ。)が均一になるように、注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。
- イ 液体塩素等などの消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。
- ウ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。
- エ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(6) 浄化設備

- ア プールには、循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。
- イ 取水口等は、できるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。
- ウ 循環ろ過装置の処理水質は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、1時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理する能力を有すること。この場合において、夜間に浄化設備を停止するプールにあつては、1時間につき4分の1以上を処理する能力を有すること。
- エ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること。この場合において、濁度を0.1度以下とするように努めること。
- オ 循環ろ過装置の出口に検査のため採水栓又は測定装置を設けること。

(7) オーバーフロー水再利用設備

- ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。
- イ だ液及びたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であつてオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(8) プールサイド等の区画区分

幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、幼児用プールを含む複数のプールが設置される場合は、必要に応じて幼児用プールの外周をさく等で区分するよう努めること。

(9) その他

海水又は温泉水を原水として利用するプールであつて、常時清浄な用水が流入し、清浄度が保てる構造である場合は、(5)及び(6)に定める基準を適用しないことがで

きる。

2 附帯設備

(1) 更衣室

男女を区別し、双方及び外部から見透かせない構造とするほか、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

(2) シャワー設備

ア 更衣室及び便所からプール本体に至る途中にシャワーを設置し、通過式洗浄設備とする等により、プールの利用者が遊泳前に洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造設備とすること。

イ 洗浄に使用したシャワー水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

(3) 便所

ア 男女別に利用者数に応じた十分な数を設置すること。床には不浸透性材料を用い、かつ、水洗式の構造設備とすること。

イ 衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設置すること。

(4) うがい設備、洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー

ア プールサイドにうがいができ、遊泳者がだ液及びたんを吐くための設備を設けること。

イ 洗面及び洗眼できる設備並びに遊泳者が衛生的に使用できる上がりシャワーを設けること。

ウ 上記ア及びイは衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置すること。また、飲用に適する水が供給されるものであること。

(5) くずかご

適当な場所に必要な数を備えること。

(6) 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールにあっては、水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるよう照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示が見えるようにする等プール内及びプールサイドの安全措置が講じられている場合はこの限りでないこと。

(7) 換気設備

ア 屋内プールにあっては、二酸化炭素の含有率を0.1パーセント以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けること。

イ 効果的な換気ができるよう、吸気の取入口及び排気口の位置についても配慮すること。

(8) 消毒剤等保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管するための設備を設けること。この場合において、当該設備は、施錠可能な構造とすること。

(9) 監視所等

遊泳者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せる監視所又は監視設備を設けること。また、緊急時に直ちに対処できるよう、適当な数の救命具、救急薬品等を備えること。

(10) 採暖室又は採暖槽

プールに附帯して採暖室又は採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造とすること。

(11) 放送設備等

プールを安全に管理するため、プール利用者に対し、危険発生等を周知させるための手段を確保するよう努めること。

(12) 掲示施設

利用者への適切な注意や警告を行うため、排水口及び循環水の取入口の位置等の危険箇所、プール利用に際しての注意事項及び禁止事項、毎日の点検結果等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさと掲示するよう努めること。

第2 水質基準

1 水質基準

- (1) 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- (2) 濁度は、2度以下であること。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき12ミリグラム以下であること。
- (4) 遊離残留塩素濃度は1リットルにつき0.4ミリグラム以上であること。この場合において、1リットルにつき1.0ミリグラム以下とするように努めること。
- (5) 二酸化塩素による消毒を行う場合は、二酸化塩素濃度は1リットルにつき0.1ミリグラム以上0.4ミリグラム以下、亜塩素酸濃度は1リットルにつき1.2ミリグラム以下であること。
- (6) 大腸菌は、検出されないこと。
- (7) 一般細菌は、1ミリリットルにつき200CFU以下であること。
- (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね1リットルにつき0.2ミリグラム以下とするよう努めること。

2 水質基準に係る検査方法

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)に定める検査方法、上水試験方法(日本水

道協会編)又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。

- (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、DPD法又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法に定める検査方法によること。

3 その他

- (1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、1の(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに定める基準を適用するものであること。
- (2) 海水又は温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し、清浄度を保つことができる場合は、1の(4)及び(5)に定める基準は適用しないことができる。この場合において、原水である海水又は温泉水の性状により水質基準((6)を除く。)に定める基準を適用しないことができる。

第3 維持管理基準

1 管理体制の整備

- (1) プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための体制を明確にすること。
- (2) 業務内容及び緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わるすべての従業者に周知徹底を図ること。

2 管理責任者及び衛生管理者

- (1) プールにおける安全で衛生的な維持管理及び運営を確保するため、管理責任者を置くこと。
- (2) 管理責任者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有する者を充てること。この場合において、管理責任者は、公的機関や公益法人等が実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする。
- (3) プールにおける安全で衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこと。
- (4) 衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有する者を充てること。この場合において、衛生管理者は、公的機関や公益法人等が実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講した者とするよう努めること。
- (5) プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねることができる。

3 監視員及び救護員

- (1) 監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員及び救護員の適切な配置を行うとともに、プールで起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について、十分な知識を持って業務に当たらせること。

- (2) 監視員は、公的機関や公益法人等が実施する救急方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得するよう努めること。
- (3) 救護員は、公的機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者を充てること。
- (4) プールの規模等の実情に応じ、監視員と救護員は同一の者が兼ねることができ

4 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等汚染物質を除去すること。
- (3) 新規補給水量及び1時間当たりの循環水量を常に把握すること。
- (4) プール水の温度は、原則として摂氏22度以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。
- (5) プール水の水質検査は、次のとおり行うこと。この場合において、利用者が多数である場合等汚染負荷量が多い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
 - ア 遊離残留塩素濃度については、毎日少なくとも午前中に1回以上及び午後2回以上の測定を行うこと。この場合において、このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定するように努めること。
 - イ 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を行うこと。
 - ウ 総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年又は夏季に使用するプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に使用するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。
- (6) (5)の水質検査の結果が、第2の1の基準に適合していない場合には、次の措置を講じること。
 - ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。この場合において、一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。
 - イ 遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上としてから遊泳を再開すること。
 - ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、1リットルにつき0.4ミリグラムを下回った場合はイの措置を講じ、1リットルにつき0.4ミリグラム以上であった場合には大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改

善等必要な措置を講じること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、イ中「塩素剤」とあるのは「二酸化塩素」と、イ及びウ中「1リットルにつき0.4ミリグラム」とあるのは「1リットルにつき0.1ミリグラム」と読み替えるものとする。この場合において、二酸化塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1リットルにつき1.2ミリグラムを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(7) 水質検査の試料採取地点は、次のとおりとすること。

ア 長方形のプールでは、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20センチメートル及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。

イ その他の形状のプールでは、アに準じプールの形状に応じた適切な地点とすること。

5 プール設備及び附帯設備の維持管理

(1) 入替え式プール（プール水の全量を一度に入れ替えることによりプール水の浄化を行うものをいう。）は、少なくとも5日に1回、プール水の全量を入れ替えることとし、利用状況等によっては、これより短い時間ごとに入れ替えるよう努めること。この場合において、全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めること。

(2) 1年のうち一定の期間に使用するプールにあつては使用開始前に水を抜いた状態で、清掃並びに設備の点検及び整備を行い、通年使用するプールにあつては、随時、清掃並びに設備の点検及び整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

(3) 排水口及び循環水の取入口については、1年に1回以上（1年のうち一定の期間に使用するプールにあつては使用開始前）、水を抜いた状態で、ふた等が正常な位置に堅固に固定されていること、これらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取付口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合には、直ちに管理者等に報告するとともに、プール使用前に修理を施すこと。

(4) 循環水等の吐出口についても、排水口及び循環水の取入口に準じた点検及び整備を行うこと。

(5) (2)から(4)までに規定する点検、整備及び修理に関する記録は3年以上保管すること。

(6) 毎日のプールの使用時間の前後及び使用時間中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行うこと。この場合において、排水口及び循環水の取入口のふた等が堅固に固定されていることを十分に確認すること。

- (7) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに、随時点検を行うこと。
- (8) プールに使用する消毒剤は、他の薬剤と混和しないよう適切に管理すること。
この場合において、使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当するときは、これらの法律を遵守すること。
- (9) プール水の消毒に液体塩素を用いるときは、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、適切に管理すること。
- (10) 浄化設備は、1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。ただし、浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有している場合でやむを得ない事情があるときは、運転を停止することができる。この場合において、水質の状況変化を詳細に把握するため、水質検査等を適宜行うこと。
- (11) 浄化設備が正常に稼働していることを確認するため、循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うこと。
- (12) 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。
- (13) プール水の循環系統は、随時清掃し、常に清浄に保つとともに、常に新規補給水量を把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。この場合において、オーバーフロー水を再利用するときは、十分な浄化及び消毒を行うこと。
- (14) シャワー水（上がりシャワー水を含む。）等に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水を適温とする措置を講じること。
- (15) プール水、シャワー水等の排水に当たっては、排水の遊離残留塩素濃度に留意する等、環境保全に十分配慮すること。
- (16) 屋内プールにあっては、屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が0.15パーセントを超えないこと。
- (17) 屋内プールにおける屋内の空気中の二酸化炭素の含有率の測定は、2月以内ごとに1回、次の方法により定期に行うこと。
ア プールサイド、居室等施設内の適切な場所を選び、床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。この場合において、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。
イ 基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時まで、中間時から使用終了時までの適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
- (18) 消毒剤並びに遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時

変化や温度による影響等を考慮し、その機能を維持する等、適切に管理すること。

- (19) プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び附帯設備を点検し、異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないよう措置を講じること。
- (20) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省生活衛生課長通知)等を参考に、適切に管理すること。
- (21) (20)の設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。この場合において、レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

6 利用者の管理

- (1) 飛び込み事故、^{でき}溺水事故、排水口及び循環水の取入口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員及び救護員は違反者に対し適切な指導を行うこと。
- (2) 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者には、遊泳をさせないこと。
- (3) 単独でプールの利用が困難な者には、付添者を求めること。
- (4) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
- (5) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分行わせること。排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- (6) だ液及びたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水にだ液及びたんを吐かせないこと。
- (7) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。
- (8) 飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。
- (9) 利用者の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

7 緊急時への対応

- (1) 施設の異常が発見されたときは、危険箇所に利用者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまで使用しないこと。この場合において、排水口及び循環水の取入口の異常が発見されたときは、循環ポンプ又は起流ポンプを直ちに停止すること。
- (2) 事故が発生したときは、傷病者の救助及び救護その他必要な措置を迅速に行う

とともに、直ちに消防等の関係機関及び関係者に連絡すること。

- (3) 事故又はプールに起因する疾病等が発生したときは、直ちに保健所長に報告すること。

8 その他

- (1) プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保存すること。
- (2) 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。
- (3) 不特定多数の者が使用する物は、必要な衛生的管理を行うこと。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

遊泳用プール設置届

遊泳用プールを設置したいので、浜松市遊泳用プール衛生管理指導要綱第3条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

記

プールの名称		
プールの所在地		
構造設備の概要	別紙のとおり	
工事着工予定年月日		
使用開始予定年月日		
開設期間	1 通年 2 月 日から 月 日まで	
開設時間	時から 時まで	
管理責任者	住所	
	氏名	

別紙

構造設備の概要

種別	公営 旅館等 スイミングスクール レジャー施設 その他 ()					
屋内・屋外の別	屋内 屋外					
温水・冷水の別	温水 冷水					
原水の種類	上水道 井戸水 温泉水 海水 その他 ()					
プ ー ル 設 備	プール本体の材質					
	プールサイドの材質					
	面積及び容積	縦	横	最深	最浅	容積
		m	m	m	m	m ³
	浄化方式	入替え式 オーバーフロー式 循環ろ過式				
	水温調節装置	有 (水温 °C) 無				
	消毒設備の形式					
	消毒薬名					
附 帯 設 備	更衣室	箇所 ロッカー 個				
	シャワー設備	シャワー 箇所 上がりシャワー 箇所				
	便所	大便器 個 小便器 個 手洗い 箇所				
	うがい設備	箇所				
	洗面設備	水栓 箇所 湯栓 箇所				
	洗眼設備	箇所				
	うがい設備、洗面設備、洗 眼設備及び上がりシャワー の使用水の種類					
	くずかご	箇所				
	照明設備	有 (ルクス) 無				
	換気設備	空気調和設備 機械換気 自然換気				
	消毒剤等保管管理設備	構造	容積			m ³
	監視所等	監視所 監視設備				
	採暖室等	採暖室 採暖槽				
	放送設備等	有 無				
掲示設備	有 (箇所) 無					

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

遊泳用プール届出事項変更届

遊泳用プールの届出事項を変更したいので、浜松市遊泳用プール衛生管理指導要綱第3条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

記

プールの名称		
プールの所在地		
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		

注 変更事項がプールの構造設備に係る場合は、構造設備の概要を示す書類を添付すること。

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

遊泳用プール廃止届

遊泳用プールを廃止したので、浜松市遊泳用プール衛生管理指導要綱第3条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

記

プールの名称	
プールの所在地	
廃止年月日	
廃止の理由	

遊泳用プール検査の記録（例）

1 プール水（毎月1回以上）

試料採水年月日				
試料採水地点				
試料採水時間				
検査結果	水素イオン濃度			
	濁度			
	過マンガン酸カリウム消費量			
	大腸菌群			
	一般細菌			

総トリハロメタン				
レジオネラ属菌				

※ 総トリハロメタンは、暫定目標値として、毎年1回以上の測定

※ レジオネラ属菌は、気泡浴槽、採暖槽等エアロゾルを発生させやすい設備又は水温が高めの設備について毎年1回以上の測定

2 井戸水（飲料水） [特定建築物の場合は、建築物環境衛生管理基準による]

(1) 遊離残留塩素濃度（毎日1回以上）

試料採水年月日				
試料採水地点				
試料採水時間				
遊離残留塩素濃度				

※ 色、濁り、味、臭気についても同時に確認してください。

(2) 水道法の水質基準（毎年1回以上）

試料採水年月日				
試料採水地点				
試料採水時間				
検査結果				

(3) 空気中の二酸化炭素含有率（2月以内ごとに1回）

測定年月日				
採水地点				
測定時間	使用開始時	中間時	使用終了時	平均値
測定結果				

プール日誌（例）

年	月	日							
記	入	者							
使用時間	開始時間								
	終了時間								
室	（ 気 ） 温								
水	温								
新規補給水量									
残留塩素濃度	午前								
	午後								
	ピーク時								
設備の点検整備	プール本体								
	プールサイド・通路								
	給水・排水設備								
	消毒・浄化設備								
	更衣室・便所								
	洗浄・洗面設備								
	照明・換気設備								
	薬剤・資材等保管設備								
	採暖室（槽）								
	遊戯設備・観覧席								
監視所・掲示設備									
浄化設備	運転開始時間								
	運転終了時間								
清掃箇所									
利用者数									
事故の状況									